

随 意 契 約 理 由 書

工事名称：大阪府高槻警察署新築空調設備工事(その2)

本工事は、大阪府高槻警察署の建替え事業に伴う空調設備工事です。

警察署は、24 時間・365 日休みなく稼働し多数の府民が利用する施設であります
が、府内の多くの警察署で老朽や狭隘等の課題を抱えております。

高槻警察署においても、施設の老朽化が顕著であるとともに、警察事象の増加による警察官の増員や装備資器材の増強等による狭隘化が喫緊の課題であります。それらを解消するため、令和6年度から8年度にて建替え整備を行うものです。

本工事の発注については、当初、機械設備工事として一般競争入札にて発注し令和6年6月6日に開札したところ1者の入札がありましたが予定価格の範囲内になかったため、6月11日に再度入札の開札が行われ不落に終わりました。

その後、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号の規定により随意契約での手続きを進め、同工事に入札参加した者及び過去の同種工事案件に入札参加した者の計25者から見積書の徴取を試みましたが、全者辞退となりました。

次に、機械設備工事を衛生設備工事と空調設備工事に分離して各々一般競争入札を行い、令和6年10月21日に開札したところ、衛生設備工事は1者入札があり落札しましたが、空調設備工事は2者入札で予定価格の範囲内になかったため、10月24日再度入札の開札を行い不落に終わりました。

公共建築室では建築、電気及び機械の各工事を分離して入札発注し、「大阪府高槻警察署新築工事」、「大阪府高槻警察署新築電気設備工事」、「大阪府高槻警察署新築衛生設備工事」については落札決定に至りましたが、本工事は未決定の状態です。

建替え事業継続のためには、各工事が密接に調整を行い、相互連携して作業していくことが不可欠であり、本工事の請負契約締結時期が遅れることは、事業スケジュールに大きな影響を及ぼします。

よって、高槻警察署の各工事を円滑に進めるため早期に契約を締結する必要があり、大阪府随意契約ガイドラインに基づく「再度の入札に付し落札がないとき」に該当するため、競争入札を継続することなく随意契約により工事請負者を決定することが適当と考えます。

以上のことから、建築審査会で選定された45者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号により随意契約を行うものです。